

いじめ防止基本方針



高根沢町立中央小学校

高根沢町立中央小学校いじめ防止基本方針（目次）

はじめに

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの理解
- (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ①いじめ防止
 - ②いじめの早期発見
 - ③いじめへの対処
 - ④地域や家庭との連携
 - ⑤関係機関との連携

2 学校におけるいじめの防止等の取組

- (1) いじめ防止等の対策のための組織
- (2) いじめの未然防止に向けた取組
- (3) いじめの早期発見に関する取組
- (4) 情報共有と組織的な対応
 - ①いじめの積極的な認知や組織的な対応
 - ②いじめを認知した際の組織的対応の流れ

3 重大事態への対処

- (1) 重大事態の報告
- (2) 重大事態の調査

4 その他重要事項

- (1) 基本方針の見直し
- (2) 学校における「いじめ防止基本方針」等の策定状況の確認と公表

高根沢町立中央小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、「いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る」という事実を踏まえ、「いじめは、決して許されない行為である」「いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である」という認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

この度、いじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、今までの本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及び対処の対策を見直し、いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ問題等対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携を図りながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という）のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう、以下の基本方針を定めるものである。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童に関係する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止の対策は学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童がいじめを行わずいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

- 法第2条第1項にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照
- いじめの認知に当たっては、けんかやふざけ合い等、様々な状況の背景にある事情や児童が感じた被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめの理解

- いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こる可能性があり、どの児童も、いじめる側・いじめられる側になり得るととらえ、適切な対応に努める。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が

入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- 状況に応じて、「いじめ」という言葉を使わない柔軟な対応も可能であるが、「いじめ」と認知した上で対処する。

(4) いじめ防止等に関する基本的な考え方

① いじめ防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に以下の観点から、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

○ 「いじめは決して許されない」ことの理解

○ 児童の豊かな情操や道徳心の育成

○ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度の育成

※ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

② いじめの早期発見

○ いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

○ 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

③ いじめへの対処

○ いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要であり、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

○ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④ 地域や家庭との連携

- 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑤ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や町教育委員会と関係機関の担当者との間の情報共有体制を構築しておくことが必要である。

2 学校おけるいじめの防止等の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめ問題の未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる学校における「いじめ問題等対策委員会」（以下、学校対策委員会）を置く。

○ 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、当該児童学級担任、養護教諭、教育相談担当、道徳教育推進教師、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、高根沢町スクールカウンセラー、その他関係の深い教職員、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者など外部専門家等が参加し、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、以下のとおりである。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割など

(2) いじめの未然防止に向けた取組

○ いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、すべての教職員の共通理解を図る。
- ・学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を作り出す。

○ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学業指導の充実を図り、「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

また、「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

- ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する。
- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- いじめが生まれる背景を踏まえた指導
 - ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- 自己有用感や自己肯定感を育む指導
 - ・ 児童生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
 - ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。
- 教育相談の充実
 - ・ 日常的に児童の様子を観察するとともに、生活アンケート調査等の実施や教育相談（「お話タイム」）等の実施により、児童の様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- 教職員の資質向上
 - ・ いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
 - ・ いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施し、教職員の言動等、指導の在り方の再確認をする。
- 保護者・地域との連携
 - ・ 保護者・地域へのいじめに関する啓発資料を配付する。
 - ・ ホームページ等を通して、「中央小学校いじめ防止基本方針」について周知する。

(3) いじめの早期発見に関する取組

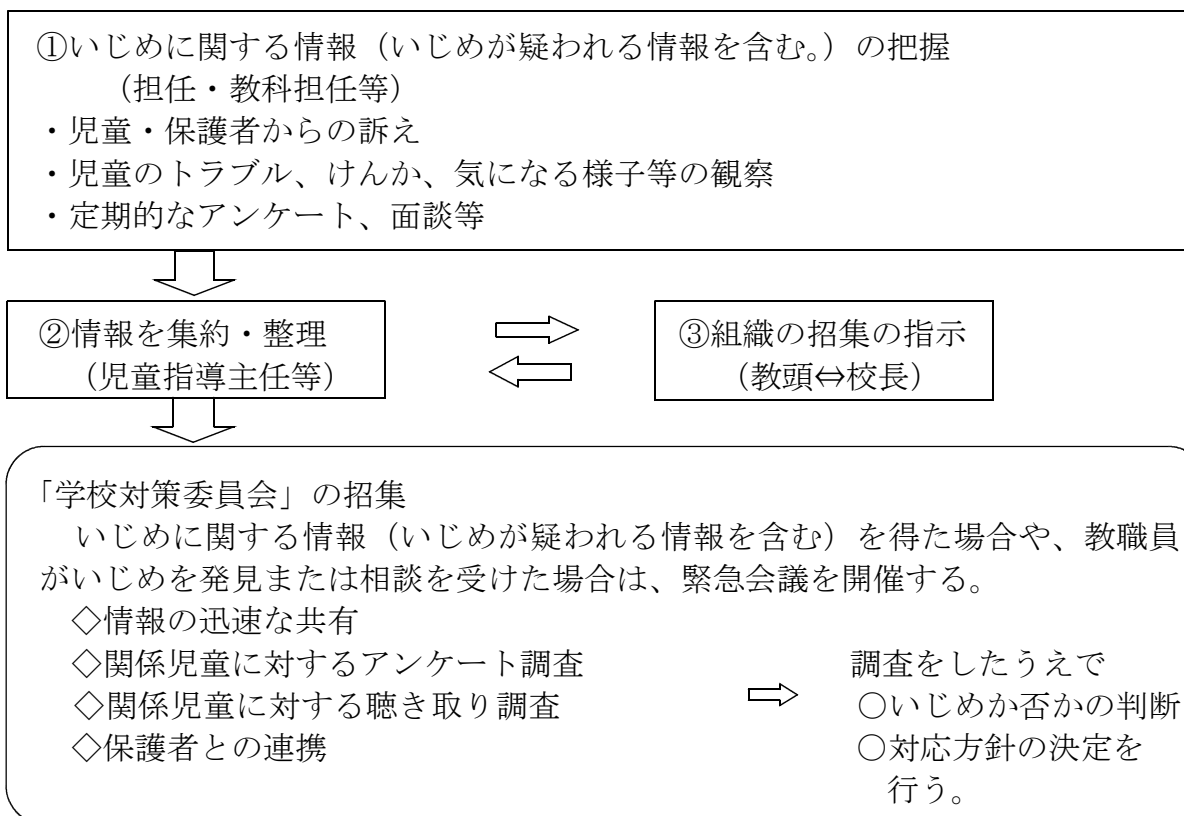
- アンケート調査の実施と教育相談体制の充実
 - ・ 毎月の「いじめ調査」をはじめ、Q U調査や生活アンケート調査・各種アンケート調査などを実施し、いじめの早期発見に努める。
 - ・ 日頃から児童との信頼関係を構築することに努めるとともに、教育相談（「お話タイム」）の実施等により児童がいじめを訴えたり気軽に相談したりできる体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ・ いじめに関する相談を受けた場合には、児童や保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧に話を聞き、適宜記録する。
- いじめの早期発見につながる日頃の観察
 - ・ 児童の生活の様子を観察し、小さなサインを見逃さないようにして、早期発見・早期対応に努める。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するとともに、情報を共有する。
 - ・ 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

- 情報の整理と共有
 - ・定期的なアンケートや児童・保護者から得られた情報を集約し、職員で共有する。
- 相談窓口の周知
 - ・児童、保護者からのいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。相談窓口は教頭とし、いじめについての情報提供に対応する。

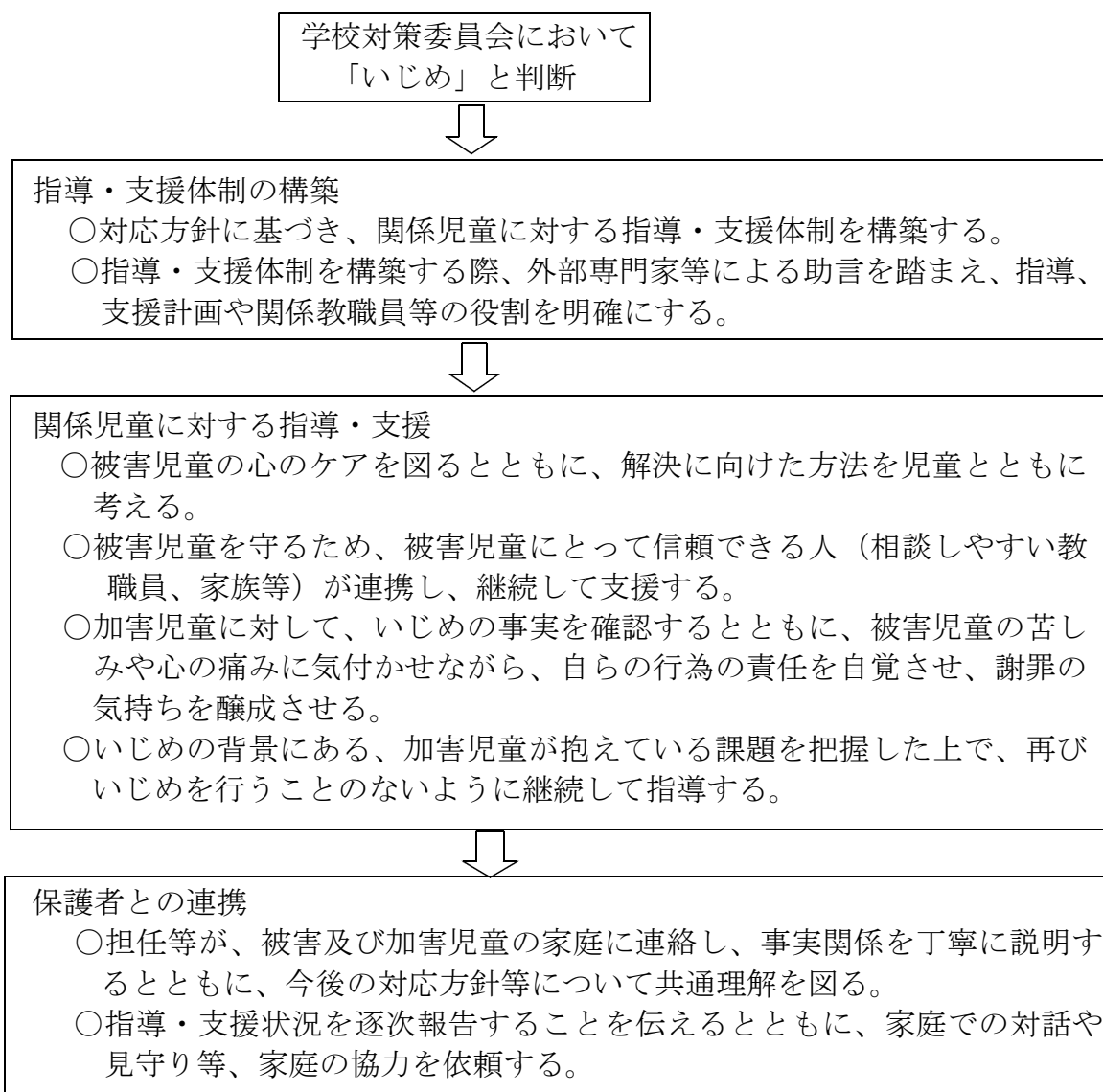
(4) 情報共有と組織的な対応

①いじめの積極的な認知や組織的な対応

- いじめが疑われるサインを見かけたり、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- いじめ対策委員会に提示して指導方針を検討し、すみやかに指導・援助にあたり、被害児童の安全確保を図る。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 「いじめ」の中には、警察に相談・通報することが必要なものがあるため、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、警察と連携した対応をとる。
- 児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。



②いじめを認知した際の組織的対応の流れ



3 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、

当該調査に係るいじめられた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。(法第28条第2項)

重大事態が発生した場合には、直ちに高根沢町教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したととらえる必要があり、学校は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の調査

調査は、迅速性を図るため、「学校対策委員会」を母体として学校組織を挙げて行う。当該重大事態の性質に応じて必要に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

ア 被害児童・保護者等に対する調査方針の説明

調査実施前に、以下の点について説明する。

- ・調査の目的・目標
- ・調査の主体（組織の構成、人選）
- ・調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ・調査事項（いじめの事実関係、学校の対応等）
- ・調査対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）
- ・調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- ・調査結果の提供（被害者側、加害者側に提供等）

イ 調査の実施

- ①文書情報の整理
- ②アンケート調査
- ③聞き取り調査
- ④情報の整理（①～③を時系列にまとめるなど整理し、情報の分析・評価を行う。）
- ⑤再発防止の検討
- ⑥報告書のとりまとめ

※ いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月文部科学省）に則って調査する。

※ 不登校重大事態である場合は、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に則って調査する。

ウ 調査実施に当たっての留意事項

○ 調査対象者、保護者等に対する説明

- ・アンケートについては、学校等によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること、及び結果を被害児童に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童及びその保護者に説明した上で行う。

- 児童等に対する調査
 - ・ アンケート調査等によりいじめの事実関係を把握する際、被害児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とし、調査を実施する。
 - 記録の保存
 - ・ 調査により把握した情報の記録は、高根沢町の文書管理規則等に基づき適切に保存する。個別の重大事態の調査に係る記録については、少なくとも5年間保存する。
 - 被害児童・保護者に対して、調査の進捗等の経過報告を行う。
 - 学校いじめ防止基本方針等に基づく対応が適切に行われたかなど、適宜分析を行う。
- エ 調査結果の説明・報告・公表
- 被害児童及び保護者に対する調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行う。
 - 高根沢町長に対する調査結果の報告を行う。
 - 調査結果を公表するか否かについては、事案の内容や重大性、被害児童及び保護者の意向、公表した場合の他の児童への影響等を総合的に勘案し、適切に判断する。
 - 調査結果を公表する場合、関係者のプライバシーに十分配慮し、情報公開条例に則って行う。
 - 加害児童及び保護者に対して、調査に係る情報提供を実施する場合は、その方針について予め被害児童及び保護者に確認する。

4 その他重要事項

(1) 基本方針の見直し

学校は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、町等の状況等を勘案して、学校の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

- ・ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。(PDCAサイクル)

(2) 学校における「いじめ防止基本方針」等の策定状況の確認と公表

- 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「中央小学校いじめ防止基本方針」を公開するとともに、学校だより等を活用するなどして周知を図り、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ防止推進対策委員会」において定期的に点検し、取組内容や取組方法の改善に取り組む。